

消防予第 200 号  
平成 5 年 7 月 2 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 海上に係留された船舶等の取扱いについて(通知)

近年、海上に係留された船舶等(淡水区域に係留された船舶等を含む。以下同じ。)をホテル、レストラン等に利用する例が増加しつつある。これらの海上に係留された船舶等については、建設省の「海洋建築物の取扱いについて(平成元年 1 月 19 日付建設省住指発第 5 号特定行政庁建築主管部長あて建設省住宅局建築指導課長通知)」及び「『海洋建築物安全性評価指針』について(平成 2 年 5 月 1 日付建設省住指発第 187 号特定行政庁建築主務部長あて建設省住宅局建築指導課長通知)」をもって、海洋建築物として使用実態に即して建築基準法が適用され、建築確認等の必要な手続が行われてきたところであり、今後とも建築基準法の適正かつ確実な執行に努めることとされているところである。また、これらの海上に係留された船舶等については、従来よりその使用実態に即して消防法令の規定が適用されてきたところである。

本日、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 5 年政令第 242 号)が公布され、同日をもって施行されたところであり、当該政令により、陸上に棧橋等で定着された状態にある廃棄物焼却施設等の建設が可能となるが、当該施設についても、消防法令の規定が適用されるものである。

貴職におかれては、海上に係留された船舶等に関する現下の状況にかんがみ、今後とも消防法令の適正かつ確実な執行に努められるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達されよろしく指導願いたい。